



自立支援医療(更生医療)

自立支援医療(更生医療)とは

身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行う制度です。※更生医療の指定医療機関での治療が対象です

対象になる方

18歳以上の身体障害者手帳を取得されている方

市町村民税額が額23万5千円以上の世帯は、原則として対象外ですが、「重度かつ継続」に該当する場合に限り、措置経過により令和9年3月診療分まで対象となります。また、呼吸器、ぼうこう及び直腸障害は対象となりません。

対象となる障害と標準的な治療の例



- (1)視覚障害…白内障→水晶体摘出術 網膜剥離→網膜剥離手術
瞳孔閉鎖→虹彩切除術 角膜混濁→角膜移植術
- (2)聴力障害…鼓膜穿孔→穿孔閉鎖術 外耳性難聴→形成術
- (3)言語障害…外傷性または手術後に生じる発音構語障害→形成術
- (4)肢体不自由・・・関節拘縮、関節硬直 → 形成術、人工関節置換術等
- (5)内部障害
 - <心臓>・・・先天性疾患 → 弁口、心室心房中隔に対する手術
後天性心疾患 → ペースメーカー埋込み手術
 - <腎臓>・・・腎臓機能障害 → 人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)
 - <肝臓>・・・肝臓機能障害 → 肝臓移植術(抗免疫療法を含む)
 - <小腸>・・・小腸機能障害 → 中心静脈栄養法
 - <免疫>・・・H I Vによる免疫機能障害→抗H I V療法、免疫調節療法、その他H I V感染症に対する治療

手続き方法

- ・申請窓口は市区町村の障害福祉担当課になります
- ・指定医療機関で医療を受ける前に申請が必要です(事前申請)
- ・処方がある場合、申請時に指定薬局の選定が必要です
- ・申請後に障害者更生相談所で更生医療が認められるかの判定があります
- ・判定には1ヶ月半～2ヶ月ほど時間がかかります
- ・自立支援医療受給者証(更生医療)の有効期限は原則3ヶ月以内です
- ・医療の継続が必要な場合は、有効期間満了前に継続の手続きが必要です

申請に必要なもの

- ☐ **保険証の写し**(国民健康保険の場合は国民健康保険に加入されている
本人と家族全員分、その他の健康保険の場合は本人と被用者(被保険者)の
もの)
- ☐ **身体障害者手帳**
- ☐ **課税所得証明**(国民健康保険の場合は国民健康保険に加入されている
本人と家族全員分、その他の健康保険の場合は被用者(被保険者)のもの、
市町村民税非課税の場合は本人の受給している年金・手当等の額がわかる
もの)
- ☐ **マイナンバー及び本人確認のできるもの**
- ☐ **更生医療の指定医療機関の指定医が記入した意見書**
※意見書の様式は市区町村の障害福祉担当課にあります
※マイナンバーに係る書類は行政機関にご確認ください

月額負担限度額

生活保護世帯	市民税非課税		市民税（所得税）		
生活保護	本人収入≦80万円	本人収入>80万円	市民税<3万3千円 （所得割）	3万3千円≦市民税<23万5千円 （所得割）	23万5千円≦市民税 （所得割）
負担額上限額 0円	低所得 1 負担上限額 2,500円	低所得 2 負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担額		公費負担の対象外
***	***	***	重度かつ継続		
			中間所得 1 負担上限額 5,000円	中間所得 2 負担上限額 10,000円	一定所得以上 負担上限額 20,000円 (※経過措置)

※重度かつ継続…じん臓機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、心臓機能障害(心移植後の抗免疫療法に限る)、肝臓機能障害(肝移植後の免疫療法に限る)の者。または医療保険の高額療養費で多数回該当者(直近12ヶ月で4回以上)
※経過措置は、令和9年3月31日までになります

患者総合サポートセンターでは、説明やご質問をお受けしています。ご不明な点はソーシャルワーカーまでお問合せください。

伊勢原協同病院 患者総合サポートセンター 0463-94-2111(代表)

※記載の内容は、2024年6月の情報に基づいています。今後の制度等の改正により、内容に相違点が生じる可能性があります。